

道路に張り出している木や竹の伐採・せん定のお願

- ご自宅や山林等から道路や歩道へ張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、樹木所有者の責任を問われることがあります。
- また、緊急を要する場合、通行車両等の支障となっている樹木や竹等を道路管理者がやむを得ず伐採またはせん定を行う場合があります。
- その際、発生した費用を樹木所有者に請求する場合があります。
- 所有地内の樹木等の適正な維持管理にご協力願います。



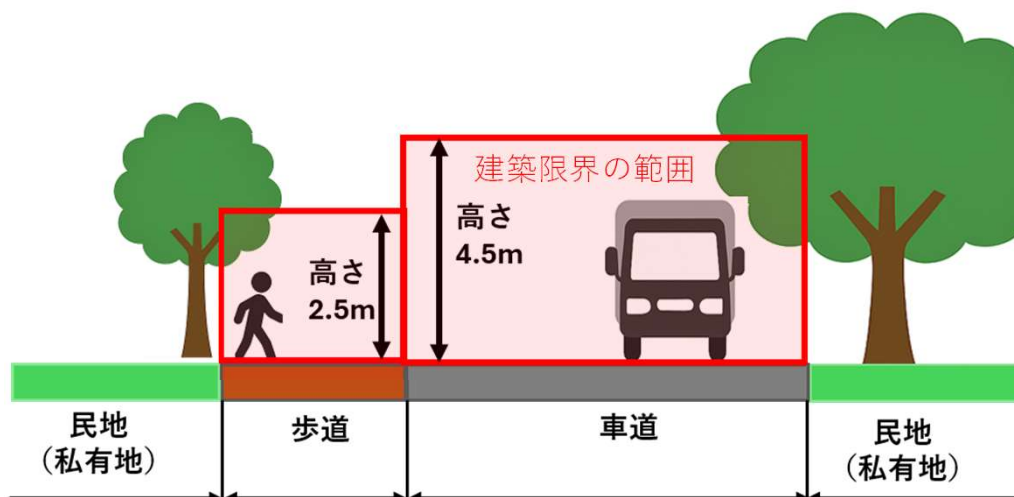
枯木が強風により倒れ
道路上の電線にかかる状況



倒木した樹木破片が路上に散乱した状況

【支障となる範囲】

- 道路法第30条及び道路構造令第12条では、赤色の枠線で囲まれた範囲（建築限界）に通行に障害となる物を置いてはならないと規定されています。



(お問い合わせ先)

福島県県南建設事務所
棚倉土木事務所

管理課
業務課

TEL:0248-23-1630

TEL:0247-33-3133